

広島県告示第二百九十六号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第二百二十六条第三項第四号、第三百三十九条第三項第四号、第五百五十六条第三項第四号及び第六十八条第三項第四号の規定に基づき、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者における利用者が選定する特別な食事の提供に係る基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別な食事の内容及び基準について

1 利用者等が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指定通所介護事業者及び指定通所リハビリテーション事業者に係る知事が定める食事の提供に要する費用並びに指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者に係る知事が定める滞在及び食事の提供に係る費用に関する指針（平成二十五年広島県告示第二百九十四号。以下「指針」という。）二二に規定する食事の提供に係る費用の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。

2 指定短期入所生活介護事業所及び指定短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(一) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による利用者ごとの医学的及び栄養学的な管理が行われていること。

(二) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。

(三) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

二 特別な食事に係る費用の額について

特別な食事に係る費用の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針二二に規定する食事の提供に係る費用の額を控除した額とする。

三 その他

1 特別な食事の提供は、予め利用者又はその家族に対し十分な情報提供を行い、利用者の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすることとし、利用者の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。

2 利用者又はその家族への情報提供に資するために、事業所の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。

(一) 事業所において毎日、又は予め定められた日に、予め希望した利用者に対して、利用者が選定する特別な食事の提供を行うことができること。

(二) 特別な食事の内容及び料金

3 特別な食事を提供する場合は、当該利用者の身体状況を踏まえて支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。

4 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針二二に規定する食事の提供に係る費用の追加的費用であることを利用者又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。